発行者　一般社団法人　群馬県手をつなぐ育成会
会長　江村恵子
〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F
TEL 027-255-6212・FAX 027-255-6241
印刷所　朝日印刷工業㈱ ☎ 027-251-1212

第六十一回群馬県手をつなぐ育成会大会(館林大会)を開催
～ともに生きる未来をめざして～
館林市手をつなぐ育成会会長　麦倉　晃

令和八年七月三十一日（金）、日清製粉ウェルナ三の丸芸術ホールにおいて、「第六十一回群馬県手をつなぐ育成会大会（館林大会）」が開催されました。

本大会は、「～ともに生きる未来をめざして～」を副題に掲げ、県内の知的障害等のある本人、父母、関係者、そして県民が一堂に集い、互いの理解と交流を深めるとともに、これまでの障害児者福祉の歩みを振り返り、今後の取り組みについて考えることを目的として開催されました。

また、長年にわたり障害児者の福祉や教育の向上に尽力されてきた方々の尊い努力に敬意を表するとともに、本人たちが地域で安心して生活できる社会の実現に向け、なお一層努力していくことを確認する大会となりました。


江村会長の式典あいさつ

私たちが今日、障害のある本人や家族を支える活動を続けることができるのは、これまで多くの先輩方が困難に向き合いながら、理解啓発や支援体制の充実に取り組んでこられたからです。その歴史と想いを受け継ぎ、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことが、私たちに求められている大切な役割です。

開式のオープニングでは、館林市少年少女合唱団の皆さんによる合唱が披露されました。子どもたちの澄んだ歌声が会場いっぱいに響き渡り、参加者の心を温かく包み込みました。世代を超えて多くの人が集う本大会にふさわしい、希望あふれる幕開けとなりました。


館林市少年少女合唱団

続いて行われた式典では、来賓の皆様より心温まるご祝辞をいただきました。障害のある本人や家族を取り巻く環境の充実、そして地域共生社会の実現に向けた期待のお言葉をいただき、参加者一同、今後の活動への決意を新たにしました。また、障害児者福祉や教育の発展に長年ご尽力された方々への表彰状・感謝状の贈呈が行われました。これまで本人や家族を支え、地域福祉の向上に大きく貢献されてきた皆様のご功績に対し、深い敬意と感謝の意を表しました。

続いて、本人の会からの要望朗読が行われました。障害のある本人自身の言葉で語られた思いや願いは、参加者一人ひとりの心に届きました。障害のある本人が、自分らしく生活し、自分の希望や夢を持ちながら地域の中で暮らしていくためには、本人の意思を尊重し、その声を社会に届けていくことが大切です。今回の要望朗読は、本人を中心とした支援の重要性を改めて考える貴重な機会となりました。


会長感謝状の贈呈

式典の最後には大会決議が朗読され、障害のある本人が地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、家族、関係機関、地域が力を合わせて取り組んでいくことを確認しました。

式典終了後には、大会を締めくくるアトラクションが行われました。ダンスサークルＡｎｅｌａの皆さんによるダンス発表では、出演者一人ひとりが音楽に合わせて生き生きと表現し、会場を大いに盛り上げました。躍動感あふれるパフォーマンスと笑顔は、参加者に元気と感動を届け、会場には大きな拍手が響き渡りました。続いて、Ｍｅｎｋｏｉガールズと児童の皆さんによる書道パフォーマンスが披露されました。音楽に合わせて力強く筆を動かし、会場全体が完成の瞬間を見守る中、素晴らしい作品が完成しました。児童の皆さんの真剣な表情と、Ｍｅｎｋｏｉガールズとの息の合った演技によって生み出された作品には、未来への希望や、人とのつながりを大切にする思いが込められていました。大会のテーマである「ともに生きる未来をめざして」という願いを象徴するような、心温まる発表となり、参加者にとって忘れられないひとときとなりました。


Anelaダンス


Menkoiガールズ


書道パフォーマンス

会場内では、館林市小中学校特別支援学級、館林市特別支援学校、館林市高等特別支援学校、障害関係機関による作品展示も行われました。

展示会場には、児童・生徒の皆さんが日頃の学習や活動の中で心を込めて制作した作品が数多く並びました。一つひとつの作品には、制作に取り組む中での工夫や努力、豊かな感性が込められており、多くの参加者が足を止め、作品に込められた思いを感じながら鑑賞しました。また、障害関係機関による物品販売も実施されました。各事業所等で制作された製品や手作り品などが販売され、多くの方々に活動内容や働く姿を知っていただく機会となりました。販売を通じた交流は、障害への理解を深めるだけでなく、障害のある方々の社会参加や地域とのつながりを育む大切な取り組みとなりました。


市内学校等の作品展示

今回の館林大会は、先人たちが築いてこられた歴史と歩みを受け継ぎながら、現在を生きる私たちが未来へ向けて新たな一歩を踏み出す大会となりました。障害の有無にかかわらず、すべての人が互いを理解し、認め合い、支え合いながら安心して暮らせる社会を実現するためには、地域全体の理解と協力が欠かせません。今後も群馬県手をつなぐ育成会では、本人や家族の思いに寄り添い、本人の声を大切にしながら、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向けて活動を進めてまいります。

最後になりましたが、本大会の開催にあたりご協力いただきました関係機関、団体、ボランティアの皆様、来賓の皆様、そして発表・展示・販売にご参加いただいたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。



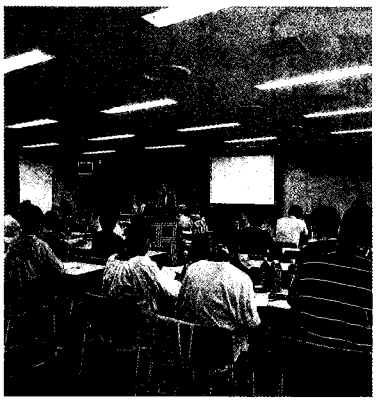
事業所等の物品販売

令和八年度各支部育成会・親の会
役員交流会を開催

令和八年九月十四日、前橋市総合福祉会館二階社会適応訓練室で、支部役員交流懇談会を開催しました。

県内各育成会・親の会から四十名の参加がありました。

午前は、群馬県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ群馬の大矢英夫氏から「成年後見制度とその改正について」と題してご講演いただきました。大矢氏はみどり市内で障害者福祉に携わっていた経験を踏まえながら、成年後見制度について、その改正点を中心にご説明いただきました。改正法は今年六月に成立しましたが、細かい政省令の改正はこれからで、改正法の施行も二年半後の令和十年十二月までに行われることになっています。主な改正点は、「後見・保佐・補助の三類型から補助に一本化」、「後見の必要がなくなれば終了が可能に」、「支援内容を個別に設定し、本人の意向を尊重する」などとなっています。



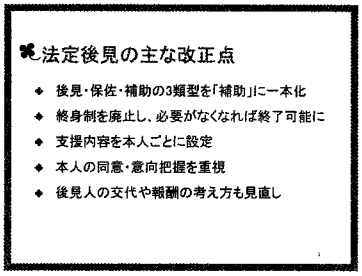
会場の写真

今後、細かい政省令の改正が行われますが、その内容と施行日がいつになるかが注目されます。

午後の部では、各育成会からの近況報告の後、今後の県大会のあり方について、事前に回答いただいたアンケート結果をもとに意見交換を行いました。

各育成会・親の会では、会員数の減少や高齢化、役員の担い手不足などの共通の課題を抱えており、市役所や社会福祉協議会などから事務局機能を支援いただいている地区を除き、従来の県大会の地区持ち回りでの開催は困難との回答が多くなっています。（アンケート結果は下表を参照）

いずれにせよ、これまで培われた「つながり」を継続していくためには、従来の方法にとらわれない柔軟な発想や、時代に応じた大会の開催方法を、会員の皆様とともに模索していくことが必要となっています。



成年後見制度主な改正点

令和九年度群馬県当初予算に係る要望を行いました

○県当初予算に係る要望事項

①県心身障害児者関係団体補助金の充実　②家族教室の開催経費の増額　③物価高騰や賃金上昇を踏まえた要望　④特別支援教育の充実　⑤知的障害への理解促進活動の充実　⑥障害者総合支援法に基づく整備の充実　⑦災害時の福祉避難所の確保・整備、障害者防災マニュアルの整備　⑧日中一時支援事業の継続　⑨療育手帳B判定の障害者への医療費の助成　⑩群馬県ペアレントメンター事業のコーディネーター増員

回答数	アンケート結果（今後の県大会のあり方について）
7	従来どおり開催地の順番で開催し、地域で困難な場合は県社会福祉総合センター等で開催。当番の育成会が可能な範囲で協力。
11	毎年、県社会福祉総合センター等で開催。当番の育成会が可能な範囲で協力。
1	数年に一度、開催が可能な地域ごとに複数の育成会が協力し開催。
2	その他

知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の
生サポは 家族の安心を支えます
●日常生活に関する相談支援　●就労に関する相談支援
●権利擁護に関する相談支援　の3事業を実施しています。
当会にご入会いただくと、
知的障がい児者、発達障がい児者（自閉症児者を含む）のための
病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。
主な補償内容
病気やケガで入院したとき　入院給付金　※プランによって補償します
病気で死亡したとき　疾病障害費用保険金　※プランによって補償します
虐待・逮捕・勾留に対応するとき　弁護士費用等補償　※プランによって補償します
ケガをしたとき　死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金（地震・噴火・津波によるケガも対象）
賠償責任を負ったとき　個人賠償責任補償
就労中に他人にケガをさせたり物を壊してしまったとき　職業従事中事故対応費用補償　※プランによって補償します
※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。
AIG損保の普通傷害保険
生活サポート総合補償制度
特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット
保険のお問合せはこちら
■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023　東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL：03-5321-3373　FAX：03-5321-4774
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
https://www.aig.co.jp/sonpo
東京第二プロチャネル営業部
TEL：03-5401-3660
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
ご入会のお問合せはこちら
一般社団法人 群馬県知的障害児者生活サポート協会
〒371-0843　群馬県前橋市新前橋町13番12号 群馬県社会福祉総合センター5階
TEL：027-288-0120　FAX：027-288-0121
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.gunsapo.jp/
2026年1月現在の内容です。(D-008146 2026-12)

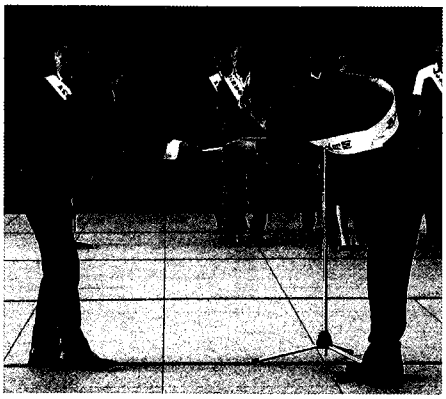
以上の要望事項について、令和九年八月、県社協を通じて県健康福祉部に提出したほか、十月に自民党群馬県連、公明党群馬県本部に提出しました。県当初予算案の決定は令和九年二月頃になる見込みです。

第五十三回知的障害者福祉月間記念行事

令和八年九月八日（火）、第五十三回となる本行事の「中央集会」が県庁県民ホール北側で開催されました。

今回は知的障害者福祉協会が幹事で実施し、県からは山本知事、金井県議会議長、平田教育長に出席いただき、県内から育成会や施設、学校など多くの関係者が参加しました。

まず、福祉協会の中島会長が実行委員長として、知的障害者への理解と支援を求めるメッセージを朗読し、



中央集会メッセージ

その後、知的障害者本人がメッセージを朗読、直接日々の活動状況や要望を伝えました。その後、知事、議長、教育長に、知的障害者の施設・事業所で作られた製作品を障害者本人から贈呈し、知事らからは温かい励ましの言葉をいただきました。今後も関係団体が連携して継続した取り組みを行うことが求められます。



製作品の贈呈

第六十回手をつなぐ育成会関東甲信越大会（茨城大会）

期日　令和九年二月十三日（土）
　　十時三十分開始
会場　茨城県水戸市
　　ホテルレイクビュー水戸
内容　式典、中央情勢報告（全育連）、
　　パネルディスカッション
テーマ：親と子のライフステージを
　　考える
パネラー　綿祐二氏、藤木和子氏、
　　佐々木桃子氏
申込期限　令和八年十一月三十日

県育成会等の今後の行事予定

十二月一日
　親なき後を考える講演会
　講師　渡部　伸氏
　前橋市総合福祉会館

二月九日
　知的障害への理解促進セミナー
　講師　又村　あおい氏
　県市町村会館

三月十七日（予定）
　県手をつなぐ育成会第二回理事会
　県市町村会館

県社会福祉総合センターの大規模改修工事について

令和八年八月から県社会福祉総合センターの大規模改修工事（主に空調・照明設備の更新など）が行われ、同センターのホール、会議室が使用できなくなっています。工事期間は、令和十年三月頃まで予定されており、育成会の行事（講演会、理事会など）も令和九年度末まで同センター以外の場所での開催となります。ご不便をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の会員様へ
手をつなぐがん保険
なぜ障害のある息子はがん保険に加入できないのでしょうか？
(※) ぜんち共済お客様アンケートより
加入できます！
右記動画の中で、前会長の久保顧問とぜんち共済代表の榎本が「手をつなぐがん保険」への思いについて対談しています。また又村事務局長による加入方法のご案内もございます。ぜひご覧ください!!
障害のある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です
手をつなぐがん保険 3つの特長
1 代理手続き 代理告知が可能 障害のある方向けプラン
2 告知対象 疾患の緩和 障害のある方向けプラン
3 "親なきあと"に備える補償 障害のある方のご家族向けプラン
動画はこちら https://youtu.be/fEq9QDNV6wM
詳しい資料のご請求・お問い合わせはこちら
Z011-2511R10
関東財務局長(少額短期保険)第14号
ぜんち共済株式会社 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
0120-322-150 URL：https://www.z-kyosai.com/ 平日9時～17時／土日・祝日・年末年始を除く
[引受保険会社] 東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区三番町6-4
TEL：03-3515-4126／平日9時～17時
WEBからも資料請求できます 資料請求フォーム
※契約にあたっては「ご契約に際しての重要事項」「約款」「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。